

令和3年1月8日

全日制生徒・保護者の皆様

県立希望ヶ丘高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動等に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されました。本校全日制では、次のとおり対応することといたしました。ご承知おきください。

○ 1月12日（火）より当面の間の時程について（40分の短縮授業とします）

S H R	9 : 0 0
1校時	9 : 1 0 ~ 9 : 5 0
2校時	9 : 5 5 ~ 1 0 : 3 5
3校時	1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 2 5
4校時	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 1 0
	(昼休み)
5校時	1 2 : 5 5 ~ 1 3 : 3 5
6校時	1 3 : 4 0 ~ 1 4 : 2 0
(7校時	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 1 0)
完全下校	1 6 : 3 0*

※ 最も遅くても、16時台に希望ヶ丘駅で相鉄線に乗車して帰路につけるよう徹底

○ 留意事項

- ・県内の感染状況や国の動向等により、時程、期間等については変更する場合があります。
- ・昼食時など、対面で食事することを避け、食事中に会話をしない、食べ物、飲み物を共有しないなど、改めて感染防止を徹底してください。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎んでください。また下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅してください。とりわけ下校途中での飲食はしないでください。
- ・部活動については、校内における活動のみとし、平日の放課後最大90分（準備、片付け含む）、週3回を上限とします。
- ・土曜、日曜、祝日は原則登校禁止とします。
- ・県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、ご家庭での感染予防にご協力くださいますよう、併せてお願いいたします。
- ・なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

（ 問合せ先
副校長 木村
電話 (045) 391-0061 ）